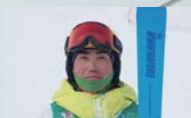


Saas-Fee

Switzerland・サースフェー



岡田慎デモより
初海外!! スキー初心者!! 大歓迎です! あらゆる面でアシストさせて頂きます。一緒に最高のウィンターシーズンを迎えましょう!



春原優衣デモより
ヨーロッパアルプスの広大なスキー場で、一緒に最高のシーズンインを迎えませんか!? ベーシックから実践まで5日間しっかり滑り込み、スキルアップを目指しましょう!!

OGASAKA SKI コラボレーション企画 技術志向のエキスパートスキーヤーに最適(成田発直行便利用) 春原優衣、岡田慎と滑るエキスパートキャンプ in サースフェー 8日間

●スイス氷河エリアでのエキスパートキャンプ

春原優衣デモ、岡田慎デモによるエキスパートスキーヤーを対象としたテクニカルキャンプをスイス・サースフェーにて行います。標高トップ 3500m、広大な氷河エリアを有するサースフェーは 1 年中スキーのできる抜群の環境で、各国のレーシングやデモチームがトレーニングを行うことでも知られています。レッスンはシーズンインのベストトレーニングを中心にしっかりとレベルアップに繋がります。またレッスン中に撮影したビデオを利用してビデオレッスンも行います。更に上を目指すエキスパートスキーヤーに最適なキャンプ内容です!



広大なサースフェースキー場

●サースフェー氷河エリア+ツェルマットへも遠征

氷河が目前に迫る標高 1800mのサースフェーの街に滞在。ホテルから徒歩でゴンドラへアクセスできるので、トレーニングの時間をしっかり確保できます。また滞在中 1 日は隣の谷のツェルマットへ遠征。マッターホルンの麓の氷河エリアでもトレーニング、スキー後はツェルマットの街も散策します。



ツェルマット

●ホテルからはゴンドラまで徒歩でアクセス

アフタースキーも快適な滞在をお楽しみいただけるよう、ジャグジー、サウナを完備するホテルをチョイス。ホテルからゴンドラまでは徒歩ですぐですので移動時間の無駄がありません。サースフェーのメインストリートへも徒歩数分です。目前に迫る氷河の景色をご堪能下さい。



ホテル概観の一例

春原優衣、岡田慎と滑るエキスパート キャンプ in サースフェー 8日間

スキー滑走 5 日、レッスン 5 日間付き
往復とも成田/ミラノ直行便使用 EEXXX085

日程:11月3日(日)~11月10日(日)

旅行代金 **¥369,000** (燃油サーチャージは'19年6月) 現在¥20,400です。

食事:朝食6回、昼食0回、夕食6回 最少催行人数:8名
募集人数:12名限定
利用予定ホテル:ホテルアルピン、ホテルアンビエントほか(サースフェー)
利用予定航空会社:アリタリア-イタリア航空

日程	内容	食事
1	成田13:20発 直行便にてミラノへ 18:10ミラノ到着後、専用バスにて約3時間でサースフェーへ。 ＜サースフェー泊＞	☐ ☒ ☒
2 6	5日間のスキートレーニング。 シーズンインのベストトレーニングを中心に、春原、岡田両デモがしっかりと皆様のスキーのレベルアップに繋がります。 ※ホテルから徒歩すぐのゴンドラにて滑走エリアへアクセスします。 ＜サースフェー泊＞	☒ ☐ ☒
7	午前:サースフェーより専用バスにてミラノへ ミラノ14:55発にて成田へ ＜機中泊＞	☒ ☐ ☒
8	成田11:05着	☒ ☐ ☐

※参加レベル:SAJ1級同等以上
※2人部屋のお1人様使用料金は¥56,000です。(シャワーのみ:4部屋限定)
※添乗員は同行しませんが、現地係員がご案内いたします。
※燃油サーチャージは原油相場変動により変更となる場合があります。
※ミラノ/空港/ホテル間の専用車は同日程の他のキャンプと混載となります。

旅行代金に含まれるもの:
航空運賃、宿泊代金(朝夕食)、空港/ホテル間のバス代、5日間のレッスン費用、添乗員(現地空港からアテンドします)

旅行代金に含まれないもの:
燃油サーチャージ、リフトバス代(5日間 348フラン)、昼食費、その他個人的な費用

サースフェーの街からの絶景

氷河を目前に滑る

上品な色調のレストラン

夕食の一例

バーエリア

ゆったりとしたスパ



お申込みから出発まで

●ご出発希望日の45日前までにお申し込みください。

ツアーお申込みの皆様へ

(お申込みの際に必ずお読みください)

1.

予約と申込み手続き

- 電話で残席をご確認の上、仮予約をしてください。
 - ※参加される方全員の名前をお知らせください。
 - ※パスポートと同じつりの名前でご予約ください。特にハネムーンの方は新姓・旧姓にご注意ください。(一文字違っただけでも出発(搭乗)できません。)
 - こちらから「仮予約確認書」「旅行参加申込書」「請求書」「海外旅行傷害保険申込書」を郵送致します。
 - 仮予約後7日以内に、各申込書を返送してください。
- また仮予約確認書記載の期日までに所定の申込金または旅行代金全額をお支払い下さい。(お申込金お一人様あたり、¥50,000)。
- トラベルクーポンをご希望のお客様はお申し出下さい(お申込金・保険料は現金でのご入金が必要となります)。
 - 20歳未満の方がご参加頂く場合は「保護者の同意書」、75歳以上の方がご参加頂く場合は「健康アンケート」の提出をお願いしております。

- ※旅行契約は、申込書と申込金または旅行代金全額を当社で受理・確認した時点で成立します。
- 尚、申込金は旅行代金の一部に充当されます。
- ※仮予約後、7日たっても申込書と申込金が確認されない場合は予約は無かったものとして取り扱うことがあります。
- ※クレジットカードでのお支払いも承ります。
- ※代表者のお名前と人数まとめてのお支払いも可能です。ただし、会社名や参加されるお客様以外のお名前でお支払いされた場合は、弊社までご連絡下さい。

2.

渡航手続き

- 訪問国により必要なパスポート残有効日数が異なります。ご利用空港にもご注意ください。
- パスポートや査証(ビザ)(必要な場合)などの渡航手続きは基本にお客様ご自身で行っていただきます。手続きに関するカードパスが必要の方は、遠慮なくお申し付け下さい。
- 仮予約の時点でパスポートをお持ちで無かった方、残存期間が1年を切ったために切り替え申請を行った方は、取得でしだい「パスポート番号・有効期限」をご連絡下さい。
- シニア割引を適用される方、ハネムーンでご参加の方、外国籍のパスポートをお持ちの方はパスポートのコピーの提出が必要です。
- 外国籍の方は、訪問国によって査証(ビザ)が必要となる場合があります。必ずお問い合わせ下さい。

3.

残金のお支払い

- お申込金のみご入金いただいたお客様には、「仮予約確認書」とともにお渡ししている「請求書」の日付までに、残りの金額(保険のある方は保険料もあわせて)をお支払い下さい。
- 基本的に当社からは残金の請求書はお送りいたしません。

- ※クレジットカードでのお支払いも承ります。
- ※銀行振込の控えをもって当社の領収書とさせていただきます。
- ※ご入金の確認として、後日ハガキにて入金確認の通知をお送りいたします。

最終案内の送付

- 出発の2週間前～7日前までに、集合案内・利用運送機関/宿泊機関を記載した旅行日程表等の最終案内書類を、パジャシール・タックや各種資料などとともにお送りします。
- ※お客様からのツアーお申し込みが出発日開降の場合は、遅くとも前日までにお送りします。
- ※ご入金の確認ができた方から随時発送いたします。

出発準備

- 外貨の購入、クレジットカードの作成など
- ※海外では盗難・紛失に備えて、身元保証も可能なクレジットカードのご利用が便利です。
- また、ホテルによっては、ツアー参加であってもチェックイン時に保証確認のためにクレジットカードの提示を求められる場合があります。
- 荷物の準備 ●空港宅配便の予約 ●リムジンバス、各特急電車、空港周回駐車場等の予約

出発当日

- 最終案内書に記載された集合場所・時間に遅れないよう余裕をもってご集合下さい。
- ※パスポートをお忘れなく。
- 空港係員より、航空券・海外旅行傷害保険証券(加入された方のみ)をお渡し致します。

お振込口座

- リそな銀行 市ヶ谷支店:当座預金 53839
 - みずほ銀行 渋谷支店:普通預金 8098364
 - 三菱東京UFJ銀行 四谷三丁目支店:当座預金 321256
 - 三井住友銀行 麹町支店:当座預金 264514
 - 振込口座名: (株)フェロートラベル
 - ※銀行振込手数料はいずれもお客様の負担となりますので、よろしくお願致します。
- ※お客様の都合による変更・取消しの場合、返金に伴う振り込み手数料はお客様負担とさせていただきます。
- ※運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)、日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の空港諸税は旅行代金に含まれておりません。当社の発行する請求書に旅行代金に加えて請求させていただきます。
- ※クレジットカードでのお支払いも承ります。

運送機関が課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)は旅行代金に含まれておりません。

燃油サーチャージ「燃油付加運賃」とは、燃油原価水準の異常な高騰に伴い、当該燃油費の一部を燃油価格が一定の水準に戻るまでという一定の期間を定

めて、「旅行代金に含まれないもの」として、国土交通省により認可されたものです。あらゆる旅行者に一定に課せられます。

お問合わせ・お申込みは

フェロースキー

URL <http://www.fellow-travel.co.jp/>

東京(03)5489-5026

Fax.(03)5489-6300

名古屋(052) 569-1071

Fax. (052) 569-1080

大阪(06)6347-8980

Fax.(06)6347-8986

旅行企画・実施: 株式会社 **フェロートラベル**  **ボンド保証会員**
(社)日本旅行業協会正会員

観光庁長官登録旅行業第664号 総合旅行業務取扱管理者: 澤 宏太郎

●総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所で取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明にご不満な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

1.旅行のお申込み

- (1) 75歳以上および病弱な方、その他通常の団体行動に支障をきたす方はその旨をお申し出いただき、健康アンケートの提出をお願いいたします。
- (2) 当社は電話による予約申込を受け付けます。この場合、電話による予約申込の翌日から起算して7日以内に申込書と申込金を提出していただきます。この期日までに申込書と申込金が提出されない場合は、予約はなかったものとして取扱うことがあります。

2.申込金

旅行代金	申込金(おひとり)
ヨーロッパ・カナダコース	50,000円以上旅行代金まで

3.旅行代金のお支払い

旅行代金は出発日の45日前までにお支払いください。

4.申込条件

- (1) 75歳以上および病弱な方、その他通常の団体行動に支障をきたす方はその旨をお申し出いただき、健康アンケートの提出をお願いいたします。その結果、お断りさせていただきます。同様の同行を条件とする場合があります。20歳未満の方がご参加いただく場合は「保護者の同意書」の提出をお願いします。
- (2) お客様に連絡を及ぼす恐れのある方、団体行動の円滑な実施を妨げる意があると当社が判断する場合は、申込をお断りする場合があります。
- (3) お客様の都合により定められた団体行動からはずれた別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお受けすることがあります。
- (4) 特定旅客運賃を享受した旅行、又は特定の目的を持つ旅行については参加者の性別、年齢、資格、職業、その他の参加条件に合致しない場合、お申込みをお断りする場合があります。
- (5) その他、その当社の業務上都合があるときは、お申込みをお断りすることがあります。

5.旅行代金に含まれるもの

- (1) 旅行日程に明示した航空、鉄路、バス等の利用交通機関の運賃、料金。
- (2) 旅行日程に明示した宿泊、食料料金、税・サービス料金。(2人部屋に2人ずつの増上を基準とします。)
- (3) 旅行日程に明示した観光料金、スキーガイド。
- (4) 航空手荷物の運送料金。(1人につきスキー1台、スズケース1個、方面によって重量、個数に制限があります。)
- (5) 団体行動中のチップ。
- (6) 添乗員付コースの添乗員の同行費用。

6.旅行代金に含まれないもの

- (1) 超過手荷物料金。
- (2) クリーニング代、電報電話料、飲物代など個人的性質の諸費用。
- (3) 渡航手続査証保証金費用。
- (4) 希望者のみ参加されるオプションツアーの代金。
- (5) 日程表に明示されていない食料料金及び自由行動中の諸費用など。
- (6) 任意に加入する海外旅行傷害保険料。
- (7) お客様の希望により1人部屋を使用する場合の追加料金。
- (8) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージ)。
- (9) 日本国内の空港施設使用料、旅行日程中の空港諸税。

7.旅行代金の変更

当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金の変更は一切いたしません。

- (1) 利用する運送機関の運賃・料金が改訂されたときは、その改訂差額だけ旅行代金を変更いたします。その場合は、旅行開始日の前日より起算してその日以後15日以内である日より前に通知いたします。
- (2) 旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が増加または減少したときは、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更いたします。

8.変更補償金

変更補償金の支払いが 必要な変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
(1) 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)*その他の旅行の目的地的変更	1.0	2.0
(3) 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のお客のへの変更(変更後の等級および設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級および設備のそれを下回った場合に限りします。)	1.0	2.0
(4) 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 契約書面に記載した本邦内での旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
(6) 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
(7) 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(8) 契約書面に記載した宿泊期間の客室の種類、設備、景観その他の客室の変更	1.0	2.0
(9) 前号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

- 1.「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
- 2.(4)または(6)に掲げる変更が1つまたは2つ以上同時に発生した場合であっても、1乗車席等又は1泊につき1変更として取り扱います。
- 3.(9)に掲げる変更については、(1)から(8)までを適用せず、(9)によります。

9.渡航手続き

ご旅行に関する渡航・査証(ビザ)などの渡航手続きは、お客様ご自身で行っていただきます。ただし、当社では所定の料金を申し受け、別途契約として渡航手続きの一部の代行を行います。この場合、当社はお客様の事情により渡航・査証の取得ができなくてもその責任を負いません。また、他の旅行者による渡航手続きを依頼された場合は、当事者は当該取扱旅行業者となります。

※お申込みいただく際に、別途交付いたします当社旅行条件書を必ずお読みください。

10.お客様の交替

お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交替する費用として2万円を頂きます。以後、旅行契約上の地位を譲り受けながら、この旅行について一切の権利及び義務を継承することになります。なお、当社はお客様の交替をお断りする場合があります。

11.お客様の責任

- (1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当社はお客様自身の損害賠償を申し受けます。
- (2) お客様は、募集型企画旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他の募集型企画旅行契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (3) お客様は、旅行開始後において、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、方々契約書面と異なる旅行サービスが提供されたらと誤解したときは、旅行地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

12.お客様の解除権

(7) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。

旅行契約の解除期日	取消料
繁忙期	旅行代金の10%
旅行開始日の前日より起算して30日前から3日前まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前々日より以降	旅行代金の50%
旅行開始後及び無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

※上記の解除期日が日曜・祝日と当社の非営業日に当たる場合、その次の営業日の前日となります(例えば旅行開始日の前日より起算して31日前日曜(非営業日)に当たる場合、30日前の翌月曜の解除の取扱いとなり、規定の取消料が発生します)なお、解除の連絡は必ず営業時間内にお電話にてお願いたします(メール、FAX等不可)。

※特定コースおよび特定期間(4/27～5/6、7/20～8/31、12/20～1/7)に旅行を開始する旅行会社、旅行開始日の前日より起算してさかのぼって40日前から31日前まで旅行代金の10%(ただし5万円を上限とする)。また無連絡不参加の場合100%の取消料を申し受けます。

お取消時にすでに渡航手続きを開始または終了している場合には、上記取消料の他に渡航手続所用実費および渡航手続取扱料金を申し受けます。

(7) お客様は次の各項に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

- a. 旅行内容の重要な変更が行われたとき。
- b. 旅行代金が第7項(1)に基づき大幅改訂されたとき。
- c. 天災地変、戦乱、運輸機関等における旅行サービス提供の中止、日本または外国の官公署の命令その他当社の管理できない事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。
- d. 当社の責に帰すべき事由により旅行日程に従った旅行実施が不可能になったとき。
- (7) 当社は本項の(ア)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き戻しを行います。取消料を申込金が多くなえいときは、その差額をお金に返します。また本項の(イ)により旅行契約が解除されたときは既に收受している旅行代金(あるいは申込金)を全額払い戻します。

13.当社の解除権

- (1) お客様が当社で決められている期日までに旅行代金のお支払いがないときは、お客様が旅行に参加する意志がないものとみなし、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は表に定める解除期日相当の取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。
- (2) お客様が当社のパンフレットに明示した最少参加人数に達しなかったときは、この場合は旅行開始日の前日より起算してさかのぼって23日以前たる日より前に旅行中止のご連絡をいたします。但し特定期間(7月20日から8月31日まで)に旅行を開始するお客様には旅行開始日の前日より起算してさかのぼって33日以前たる日より前にご連絡をいたします。
- (3) 天災地変、戦乱、運輸機関等における旅行サービス提供の中止、日本または外国の官公署の命令その他当社の管理できない事由により、パンフレットに表示した旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

14.旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は、2019年5月1日を基準としております。また、旅行代金は、2019年5月1日を現在有効なものとして公示されてはいる航空運賃・通関規則又は2019年5月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・通関規則を基準として算出しています。なお、旅行代金の額の算出について定めた当社旅行業務取扱募集型企画旅行契約の第12条第1項から第4項の規定の適用に関しては、輸送費用であるJTB運賃(個人包括旅行運賃)又はJTB運賃(団体包括旅行運賃)の適用を受ける募集型企画旅行については、認められた「欄」の範囲内での航空運賃の増額又は減額による旅行代金の額の変更は致しません。

15.旅程管理

当社は、お客様に次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合には、この限りではありません。

- (1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができない恐れがあると認められるときは、旅行契約の内容に即して、輸送費用を支払って旅行を再開し、お客様の安全を確保します。
- (2) (1)の措置を講じたにもかかわらず、又は、「旅行内容の変更」の項で述べた事由その他何らかの事由により、契約内容を変更せざるを得ない場合において、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の幅内にならぬものとするよう努めます。また、旅行サービスと関係のものとなるよう努めることなど、募集型企画旅行契約の内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。なお、上記の業務は同行する変更によって行われますが、添乗員が同行しない場合には、現地にあって当社に代わって手配を代行させる者(以下、手配代行者といふ。)により行われ、その者の名称及び連絡先は最終日程等の旅行書面に明示致します。

16.個人情報の取り扱いに関して

当社は、旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報については、お客様との連絡や、お申し込みいただいた旅行における運送・宿泊機関等の提供するサービス手配のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

17.その他

- (1) お客様が個人的な案内・買い物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の医療、疾病等の発生等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、その費用をお客様にご負担いただきます。
- (2) お客様のご便宜をはかためた土産物店に案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。
- (3) 当社はいかなる場合も旅行の再実施は致しません。